

令和7年度「新エネ大賞」

応 募 要 領

一般財団法人新エネルギー財団

経済産業省 後援

【目 次】

1. 目的	1
2. 募集対象部門	1
3. 応募資格	1
4. 表彰について	2
5. 対象となる新エネルギー等の分野	2
6. 応募方法	3
7. 審査について	4
7. 1 審査方法	
7. 2 評価項目	
7. 3 審査結果の発表	
7. 4 その他	
8. 表彰式、広報など	6
8. 1 表彰式	
8. 2 新エネ大賞エンブレム	
8. 3 広報活動	
9. 受賞の取消措置について	7
10. その他	7

1. 目的

「新エネ大賞」は、新エネルギー等に係る機器の開発、設備等の導入、普及啓発、分散型エネルギーの活用及び地域に根ざした導入の取組みを広く公募し、厳正な審査の上、表彰することを通じて、新エネルギー等の導入の促進を図ることを目的として実施するものです。

2. 募集対象部門

募集対象部門は次の通りとする。なお、下記の①②の各部門においては、日本の法人が海外市場に製品・サービス等を導入、或いは海外において設備等を導入した事例についても対象とする。

- ① 商品・サービス部門（新エネルギー等の製品、システム、周辺機器、及び関連サービスに係る部門）
- ② 導入活動部門（新エネルギー等の導入活動及び普及啓発活動に係る部門）
- ③ 地域共生部門（地域に根ざした新エネルギーの導入に係る部門）

3. 応募資格

各募集対象部門の応募資格は次の通りとする。

① 商品・サービス部門

新エネルギー等の先進的・独創的な製品、システム、周辺機器及び関連サービス（ソフトウェアも含む）を開発し又は提供した法人で、市場に導入されているもしくは2025年11月末日までに市場導入が見込まれていること。（開発段階の案件、国及び自治体による補助金の支援制度を活用中の案件は、募集対象外とする）

② 導入活動部門（普及啓発活動を含む）

新エネルギー等の先進的・独創的な導入事例または、普及啓発活動として、実績のある法人、地方公共団体、非営利団体等であること。（開発段階の案件、実績の無い案件、国及び自治体による補助金の支援制度を活用中の案件は、募集対象外とする）

③ 地域共生部門

上記①②のいずれかの部門の応募資格を満たしており、新エネルギーを活用し、地域と密着した*地域共生型の発電・熱供給等事業を行っている法人、地方公共団体、非営利団体であること。また、エネルギーの地産地消、地域活性化、レジリエンス向上等に寄与するものであること。

*地域の市町村が事業として関わっていることや市町村の計画に位置付けられていることが望ましいが必須ではない。

なお、一般財団法人省エネルギーセンター主催の「省エネ大賞」との同一年度における重複応募は、できないこととする。

また、「省エネ大賞」「優秀省エネ脱炭素機器・システム表彰」や他省庁後援の表彰制度において、過去に大臣賞・長官賞相当の賞を受賞した案件と同一内容の案件については、重ねて「新エネ大賞」において「経済産業大臣賞」、「資源エネルギー庁長官賞」の候補とすることはありません。

過去に「新エネ大賞」を受賞した案件を改善・発展させた案件については、前回受賞時から明確な改善効果等が確認される場合にのみ再受賞の可能性はある。ただし、審査対象はその改善・発展された部分のみとなる。

4. 表彰について

表彰の種類としては、以下の通りとします。

- ① 経済産業大臣賞
- ② 資源エネルギー庁長官賞
- ③ 新エネルギー財団会長賞

（*ベンチャー企業の取り組みを奨励するため、技術やビジネスモデルが革新的であり、かつ、今後の新エネルギー開発導入に大きな貢献が期待される案件に対し、「ベンチャー企業特別賞」として独立して表彰し、副賞 100 万円を授与する。）

* 原則、中小企業として定義される、設立から概ね 10 年以内の非上場法人をベンチャー企業として扱います。

- ④ 審査委員長特別賞

（海外における導入実績や導入活動等が顕著な日本企業の案件を当該活動を奨励する観点から、優先的に表彰する。）

但し、①と②については、審査結果の報告を行い、経済産業省の承認を得るものとします。
また、受賞者には、表彰状及び副賞を授与します。

5. 対象となる新エネルギー等の分野

対象とする新エネルギー等の分野は次の通りとします。

- ① 太陽エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用）
- ② 風力発電
- ③ バイオマスエネルギー
（バイオマス発電：木質バイオマス発電、メタン発酵ガス発電、一般廃棄物発電、化石燃料混焼発電など）
（バイオマス熱利用：バイオマス発電における排熱利用、チップやペレットなどバイオマス資源を燃料とした熱利用など）
（バイオマス燃料製造：バイオマス資源とした木質ペレット、バイオエタノールや BDF などの自動車燃料など）
- ④ 水力発電
- ⑤ 地熱発電
- ⑥ 雪氷熱利用
- ⑦ 地中熱利用
（浅い地盤に存在する低温の熱エネルギー）
- ⑧ 温度差熱利用
（地下水、河川水、下水、温泉水などの水源を熱源としたエネルギー）
- ⑨ 水素・燃料電池
（水素分野：水素の製造、輸送、貯蔵、利用分野など）
（燃料電池：定置用燃料電池、産業用燃料電池、燃料電池移動体など）
- ⑩ その他再生可能エネルギー
（空気熱利用、海洋温度差発電、波力発電、潮汐・潮流発電など）

6. 応募方法

応募の内容により、以下いずれかの応募申請書をご利用ください。

- ① 商品・サービス部門
- ② 導入活動部門
- ③ 地域共生部門

応募申請書記載時の注意事項

(1) 応募テーマ名

各部門とも応募テーマについては、応募案件に関する内容を「簡潔かつ適切に表現する名称」で記入してください（40 文字以内を目安としてください）。審査の過程で応募テーマ名の見直しをお願いする場合があります。

(2) 共同申請について

異なる組織が共同して応募する場合は、「代表」と「共同」それぞれの概要と連絡先等を記入してください。

(3) 応募者連絡先

ご担当者の記入欄には、当財団から申請の内容について問合せをさせていただく場合の連絡先を記入してください。

(4) 応募内容説明書

応募申請書 3 ページ目以降の「応募内容説明書」では、応募案件の優れた点を客観的にかつ定量的にわかりやすく表記してください。記入欄のスペースは適宜変更していただいて結構ですが、出来る限り簡潔に記入してください。また、図や表などを使って効果的な説明を心掛けてください。

応募申請書提出時の注意事項

(1) 提出必要書類

申請書一式を 1 部作成し、当財団「新エネ大賞事務局」宛に送付ください。封筒に「新エネ大賞応募書類在中」とご記入の上、簡易書留あるいは宅急便で送付してください。

合わせてその電子媒体（WORD 形式）を当財団「新エネ大賞事務局」宛に電子メールで送付してください（電子媒体には押印不要です）。

(2) 受付期限

申請書の受付期限は、令和 7 年 6 月 30 日（月）（当日消印有効）までです。申請費用は無料です。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(3) 応募予定票

申請書への押印に時間を要するなど、やむを得ない事情により、申請書の提出が受付期限（令和 7 年 6 月 30 日）以降になる場合には、「応募予定票」をダウンロードいただき、必要事項を記載の上、申請書の電子媒体（WORD 形式）とともに、令和 7 年 6 月 30 日（月）までに「新エネ大賞事務局」宛に電子メールにて提出してください。1 週間までの遅れを許容の範囲とします。

7. 審査について

7. 1 審査方法

当財団内に学識経験者等から構成される「審査委員会」を設置し、次に掲げる手順で厳正に審査します。

(1) 申請書受付時の内容チェック

申請書を受け付けた際に事務局にて、新エネ大賞の趣旨、新エネ大賞応募要領の応募資格や対象となる新エネルギー等の分野から外れるものの確認を行なうとともに、記載内容を確認し、記載内容が審査する上で不足している場合は、申請者にお問い合わせさせていただきますのでご協力をお願いします。

(2) 書類審査

書類審査は、応募申請書類に基づき専門性の高い審査員が、採点を行います。書類審査後に開催する一次検討会における協議によってヒアリング審査案件が決定します。ヒアリング審査対象案件となった場合には、事前に通知しますのでご協力をお願いします。

(3) ヒアリング審査

ヒアリング審査では、対象案件の再審査を実施します。対象者は事業概要や申請内容及び事前にご連絡した質問事項の回答を説明いただきます。ヒアリングの実施方法などの詳細については別途ご連絡致します。(オンラインでの実施を予定しています)

(4) 現地調査

ヒアリング審査後に開催する二次検討会における協議によって必要であるとされた場合、現地調査を実施します。現地調査対象案件となった場合にはご協力をお願いします。

(5) 審査委員会

書類審査結果、ヒアリング審査結果、現地調査結果を踏まえて、総合的な観点より表彰候補を選定します。

7. 2 評価項目

商品・サービス部門については、「先進性・独創性」、「販売実績」、「将来性」の観点から総合的に評価します。導入活動部門については、「先進性・独創性」「利用・活動実績」「発展性・将来性」の観点から総合的に評価します。地域共生部門については、「地域との共生」「先進性・独創性」「販売・利用・活動実績」「事業性・持続性・将来性」等の観点から総合的に評価します。

商品・サービス部門	
申請書項目 2. 1 先進性・独創性	・ 従来の自社技術や他社同等商品より先行した技術があるか。 ・ 独創的な発想や技術があるか。 ・ 市場への投入効果がみられるか。
申請書項目 2. 2 販売実績	・ 市場（海外も含む）への導入実績、販売実績があり、適正に利活用されているか。 ・ 現在の申請案件の市場規模。 (2025 年 1 1 月までに市場導入がなされることが応募条件です)
申請書項目 2. 3 将来性	・ 市場（海外も含む）における優位性（市場規模と販売計画）はあるか。 ・ 従来の自社製品や他社製品と比較し、費用対効果の観点からの経済的な優位性はあるか。 ・ 社会に与える影響が大きく、波及効果が期待できるか。
申請書項目 3. 3 広報活動	・ 新エネ大賞の受賞後に、どのような広報活動を予定しているか。

導入活動部門	
申請書項目 2. 1 先進性・独創性	・類似の導入事例と比較して先行した改善や新技術があるか。 ・他と異なる独創的な導入の取組み（事業スキーム、地域との連携、普及活動等）及び従来の発想と異なる取組みがみられるか。 ・他と異なる独創的な普及啓発の取組み（活動体制、地域との連携、活動内容）及び従来の発想と異なる取組みがみられるか。
申請書項目 2. 2 利用・活動実績	・導入設備は正常に運転、利用されているか。 ・運転期間 ・運転や稼働活動実績があり適正に利用されているか。当該活動で付随してもたらされた意識の変化、気づき、熱意などの成果が見られるか。また、資金調達や収支状況が適切か（民間活動の場合）。 （運転・稼働実績が全くない場合は応募することができません。）
申請書項目 2. 3 発展性・将来性	・導入活動（海外を含む）として、他地域への広がりが可能であるか、経済的メリットの観点から費用対効果に優れているか（投資金額、収支計画、回収期間等）、また、社会に与える影響が大きく、波及効果が期待できるか。 ・普及啓発活動として、今後の活動計画（体制、運営方法等）があり、活動の実効性及び持続性がみられるか。また、社会に与える影響が大きく、波及効果が期待できるか。 ・市場（海外も含む）における優位性（市場規模や将来計画等）はあるか ・FIT/FIP 制度を利用している場合、FIT/FIP 制度終了後にも事業を継続する予定となっているか。
申請書項目 3. 3 広報活動	・新エネ大賞の受賞後に、どのような広報活動を予定しているか。

地域共生部門		
申請書項目 2. 1 地域との共生	① 地域社会の産業基盤の構築	・地域での雇用又は・調達、関連団体の創出又は発展等の経済的貢献があるか。 ・事業収益の地域還元、地域インフラ整備又は環境整備の促進、公共サービスの充実化、人材育成又は教育への寄与、環境意識の醸成、まちづくり推進、文化芸能の育成等の社会的貢献があるか。
	② 災害時の安定供給の確保	・災害時に地域への電力供給又は熱供給ができるか。 ・防災計画等において地域と連携しているか。 ・更なるレジリエンス向上のための工夫を講じているか。
申請書項目 2. 2 先進性・独創性	・従来の導入事例と比較して先行した、あるいは創造性のある取組み（事業スキーム、地域との連携など）や新技術等があるか。	
申請書項目 2. 3 販売・利用・活動実績	・販売、運転や稼働実績があり、適正に利用されているか。 （販売・運転・稼働実績が全くない場合は応募することができません。）	
申請書項目 2. 4 事業性・持続性・将来性	・事業及び事業者の事業性は認められるか。 ・今後の主要な事業環境（リソースの調達、確保、主商材の販売、及び事業収益と関連の強い物価等）の見通しは明るいのか。 ・他地域においても横展開可能なポイントが該当事業にあるか。 ・FIT/FIP 制度を利用している場合、FIT/FIP 制度終了後にも事業を継続する予定となっているか。	
申請書項目 3. 3 広報活動	・新エネ大賞の受賞後に、どのような広報活動を予定しているか。	

7. 3 審査結果の発表

審査結果について、受賞者への内示は令和7年12月下旬を予定しております。又、選外となった応募者にも、その旨を通知します。表彰式後に当財団のホームページで掲載、発表します。なお、審査期間中における審査状況等の問合せは受けませんのでご注意ください。

7. 4 その他

本事業の目的を損なうような行為もしくは虚偽の記載等があった場合には、応募を無効といたします。

8. 表彰式、広報など

8. 1 表彰式

表彰式は令和8年1月28日に行う予定であり、受賞者には実施方法などの詳細についてご連絡します。また、受賞案件については、同日にプレス発表を予定致します。

なお、表彰式への出席に際しての交通費は自己負担とさせていただきます。

8. 2 新エネ大賞エンブレム

受賞された団体、企業の皆様は、受賞された機器、導入事例等のPR等のため、以下に示しますエンブレム（有償とします）をホームページなどの電子媒体や、名刺・パンフレットなどの印刷物に活用いただき、新エネルギーの普及促進の一助とすることができます。詳細については当財団のホームページをご参照ください。 <https://www.nef.or.jp/award/emblem.html>

ご利用の際は事前に当財団「新エネ大賞事務局」までご連絡下さい。

エンブレム記載例：

● 経済産業大臣賞



● 資源エネルギー庁長官賞



● 新エネルギー財団会長賞



● 審査委員長特別賞



8. 3 広報活動

- (1) 受賞案件について、受賞理由や内容等に関する概要を当財団のホームページ等に掲載し、広く広報を行います。また、受賞者側の広報活動（WEB 掲載、業界紙掲載等）について報告いただき、その内容を当財団のホームページで紹介いたします。
- (2) 申請時にご提案頂きました広報活動の予定（申請書 3.「広報活動について」）を実施に移していただき、その結果を当財団に報告していただきます。
- (3) 新エネ大賞を受賞された際には、E N E X 2 0 2 6（令和 8 年 1 月 2 8 日～1 月 3 0 日に開催予定）展示会場内に開設される「新エネ大賞アワードコーナー」に出展をお願いします。
- (4) 新エネ大賞を受賞された際には、「令和 7 年度新エネ大賞受賞事例集」の購入をお願いします。

9. 受賞の取消措置について

- (1) 受賞後に、受賞が適切でなかった事実が判明した場合は、事務局は当該案件に対して「受賞の取消措置」を講ずることが出来ることとします。
- (2) 受賞の取消措置の手順は以下の通りとします。
 - (ア) 事務局より対象の受賞者へ受賞の取消措置の事前通知を送付
 - (イ) 受賞者等による異議申し立て（通知から 1 か月以内）、その後の審議
 - (ウ) 事務局より対象の受賞者へ受賞の取消措置の確定通知
 - (エ) 受賞の取消措置の公表

10. その他

- (1) 審査内容に係る問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立て等はお受けいたしません。

お問い合わせ先、応募申請書提出先

〒161-0033 東京都新宿区下落合 2 丁目 3 番 1 8 号 (SK ビル K 棟 4 階)
一般財団法人新エネルギー財団 新エネ大賞事務局
T E L : 03-6810-0361 F A X : 03-6810-0359
[e-mail : award2025@nef.or.jp](mailto:award2025@nef.or.jp)